



スイス仲裁法は現代的で柔軟

国際仲裁のための現代的な法律です：当事者と仲裁人の自治を最大化することを目的とした単純で実質的な方針に基づいて、スイスは仲裁のために極めて効果的な法的枠組みを用意しています。国際仲裁を規律する条項は、**スイス国際私法に関する法律（PILA）12章**の19個の簡潔な条文のみで構成されており、仲裁合意が結ばれた際に、少なくとも一方の当事者がスイス国外に所在地（登記上の住所や居住地）を有している場合に適用されます（PILA176条）。PILAは**国際商事仲裁に関するUNCITRALモデル法**に根づく多くの原理を共有していますが、スイスの伝統に整合したより自由で柔軟な方針を採っています（「**スイス仲裁の長い伝統**」もご参照ください。）。PILAが適用されない場合には、仲裁手続はより詳細でありつつも同じように自由である2011年**スイス民事手続法（CCP）**により規律されます。紛争が国際的性質を有するかどうかと無関係に、当事者はPILA又はCCPが通常適用されない場面であっても、これらを適用することに合意することができます。

親仲裁的な法的な枠組みです：経済的利益に関連するあらゆる紛争が仲裁の対象となります（177条）。紛争の準拠法、仲裁合意の準拠法及びスイス法のいずれかに基づいて仲裁合意が有効であれば、PILA上仲裁合意の実体的な有効性が肯定されます（178条2項）。スイス法の下では、当事者が既存又は将来の紛争を私的な仲裁廷に提出することに合意し、かつ合意を書面（すなわち、文字によって合意を証明することができるあらゆる意思伝達方法（178条1項））により行った場合に仲裁合意が存在するとされます。署名は不要です。

柔軟で当事者思いです：聴聞の機会を与えられる権利及び平等な取扱いを受ける権利を尊重し、適正手続を保障するためのいくつかの強行規定（182条）を除き、当事者には望むままに仲裁手続を構成する幅広い自由が認められています。PILAは特に、仲裁廷が構成される方法を選び（179条）、独立中立な仲裁人を選任し（179条及び180条）、仲裁手続を決定し（182条）、また全ての当事者の居住地や住所がスイス国外である場合には、仲裁判断の取消申立権を放棄することに合意する（192条）権利を当事者に認めています。当事者は自らの選択に従い自由に代理人を起用することができます。

仲裁廷は広い権限を有します：当事者が定めていない範囲で、仲裁廷は仲裁手続を決定する権限を有します（182条）。仲裁廷は自らの管轄について判断する権限を有し（186条）、証拠の採否を決定し（184条）、暫定的・保全的救済を命じる（183条）ことができます。

スイスの裁判所は経験豊富で親仲裁的です：当事者や仲裁廷は、仲裁廷の構成（179条）、仲裁人に対する忌避申立（180条）、仲裁廷により命じられた暫定措置の執行（183条）、証拠採用（184条）、その他裁判所の支援が必要な場合（185条）などに、国の裁判所の支援を要請することができます。スイスの裁判所はそのような支援を迅速で親仲裁的な形で提供しています。管轄についての争いが生じた場合に、仲裁合意の存在が疎明され、仲裁地がスイスであれば、スイスの裁判所は仲裁による解決に委ねます。対照的に、12章は仲裁手続への裁判所の介入について規定していません。仲裁判断の取消申立は全て直接スイス最高裁判所に申し立てられなくてはならず、取消事由は限定的です（190条、191条）。手続は短く、効率的です。「**スイス仲裁判断取消手続：早く、安心で、親仲裁的**」もご参照ください。